

## 2025年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2025年4月1日以降に適用する前納払込保険料および配当利殖率について改定します。なお、前納払込保険料および配当利殖率は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

### 1 前納払込保険料

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定前	改定後	増減率
3カ月	29,400円	29,400円	0.00%
6カ月	58,500円	58,500円	0.00%
1年	116,500円	116,500円	0.00%
2年	232,900円	232,900円	0.00%
5年	582,100円	578,700円	▲ 0.58%
10年	1,164,000円	1,143,800円	▲ 1.74%
15年	1,727,000円	1,680,600円	▲ 2.69%
20年	2,250,800円	2,165,000円	▲ 3.81%
30年	3,217,500円	3,014,800円	▲ 6.30%

- ※ 前納払込年月数が2年11カ月以上の前納払込保険料は、改定前から引下げとなります。
- ※ なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。

### 2 配当利殖率

2025年4月1日以降に適用する配当利殖率を以下のとおり改定いたします。

(年利率：%)

	改定前	改定後
配当利殖率	0.01	0.39

- ※ 改定後の配当利殖率は、改定日（2025年4月1日）以降に年ごとの効力発生応当日を迎える契約から適用します。例えば、年ごとの効力発生応当日が10月1日の契約の場合、2025年9月30日までは改定前の率、同年10月1日以降は改定後の率が適用されます。
- ※ 財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。